

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項																																																
登美丘高等学校	<p>行政財産使用料について、消費税を課するに当たり、100分の110を乗じて得た額とし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとすべきところ、100円未満の端数を切り上げて算出し、また、学校休業中の使用料還付額の算出も誤っていたため、使用者からの使用料を過大に徴収していた。</p> <table border="1" data-bbox="498 548 1635 1115"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">許可数量</th> <th rowspan="2">目的</th> <th colspan="3">年間使用料</th> <th rowspan="2">使用期間</th> </tr> <tr> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>(注) 3台 (4台)</td> <td>自動販売機</td> <td>59,950円</td> <td>59,400円</td> <td>550円</td> <td>令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機</td> <td>76,200円</td> <td>76,120円</td> <td>80円</td> <td>令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機</td> <td>76,200円</td> <td>76,120円</td> <td>80円</td> <td>令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 令和2年6月15日に許可数量が3台から4台に変更となった。</p> <p>また、消費税を課するに当たり、100円未満の端数を切り捨てて算出したため、使用者からの使用料が徴収不足となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 1268 1635 1535"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">許可数量</th> <th rowspan="2">目的</th> <th colspan="3">年間使用料</th> <th rowspan="2">使用期間</th> </tr> <tr> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>112.44 ㎡</td> <td>食堂</td> <td>210,300円</td> <td>210,320円</td> <td>20円</td> <td>令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで</td> </tr> </tbody> </table>						種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間	誤 (既収納額)	正	超過額	建物	(注) 3台 (4台)	自動販売機	59,950円	59,400円	550円	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで	建物	4台	自動販売機	76,200円	76,120円	80円	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで	建物	4台	自動販売機	76,200円	76,120円	80円	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで	種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間	誤 (既収納額)	正	不足額	建物	112.44 ㎡	食堂	210,300円	210,320円	20円	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間																																																	
			誤 (既収納額)	正	超過額																																																		
建物	(注) 3台 (4台)	自動販売機	59,950円	59,400円	550円	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで																																																	
建物	4台	自動販売機	76,200円	76,120円	80円	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで																																																	
建物	4台	自動販売機	76,200円	76,120円	80円	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで																																																	
種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間																																																	
			誤 (既収納額)	正	不足額																																																		
建物	112.44 ㎡	食堂	210,300円	210,320円	20円	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで																																																	
措置の内容																																																							
<p>過大に徴収した使用料については戻出処理を行い食堂業者に返金するとともに、徴収不足の分の使用料については徴収した。 検出事項の原因は、担当者及び決裁者の確認不足にある。 再発防止に向けて、行政財産使用料算出の際は複数の職員で確認を行うことによりチェック体制を強化した。 今後は、適正な事務処理を行う。</p>																																																							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）